

岩手県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、岩手中部土地改良区（北上市）及び西和賀土地改良区（和賀郡西和賀町）の連携管理保全計画を認可した。

令和8年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也